

人事委員会規則九―一（職員の分限に関する手続及び効果）の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年三月十四日

秋田県人事委員会委員長 西野 三紀子

人事委員会規則九―一（職員の分限に関する手続及び効果）の一部を改正する規則
人事委員会規則九―一（職員の分限に関する手続及び効果）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
職員の分限 （趣旨） 第一条 この規則は、職員の分限に関する条例（昭和二十六年秋田県条例第五十八号。以下「条例」という。）第六條の規定に基づき、職員の分限に関し、必要な事項を定めるものとする。	職員の分限に関する手続及び効果 （この規則の目的） 第一条 この規則は、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和二十六年秋田県条例第五十八号。以下「条例」という。）第五條の規定に基づき、条例の実施に関し、必要な事項を規定することを目的とする。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。